

神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）  
施設整備・運営等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

平成17年10月

神奈川県

神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）  
施設整備・運営等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

## 1 総則

本要綱は、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）施設整備・運営等事業（以下「本事業」とする。）に関する「実施方針」において規定されている「事業者ヒアリング」について、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業者ヒアリングの目的

本事業の事業者選定は総合評価一般競争入札によることを想定しているが、現行制度上、公募型プロポーザル方式と異なり、総合評価一般競争入札では入札公告後に交渉を行うことはできない。また、入札説明書の公表時に併せて公表する各資料（業務要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準）の入札条件となる事項については入札後の変更はできない。そのため、入札公告前の段階において広く事業者の意見を受け入れ、より良い入札の実施を目指すため実施する意見交換会を補完し、個別の詳細又は具体的な意見等を把握するため事業者ヒアリングを実施する。

事業者ヒアリングの主な目的は次のとおり。

本事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を受け付け、その内容を入札説明書及び関連文書に反映させ、より良い入札及び効率的な PFI 事業の実施を目指す。

事業者ヒアリングに先立って開催される意見交換会では意見交換し難い個別の詳細又は具体的な意見・提案の受入れ及び情報交換を行うことにより、事業者の創意工夫を引き出し、参入しやすい環境を整える。

事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本事業に対する理解をより深め、今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを目指す。

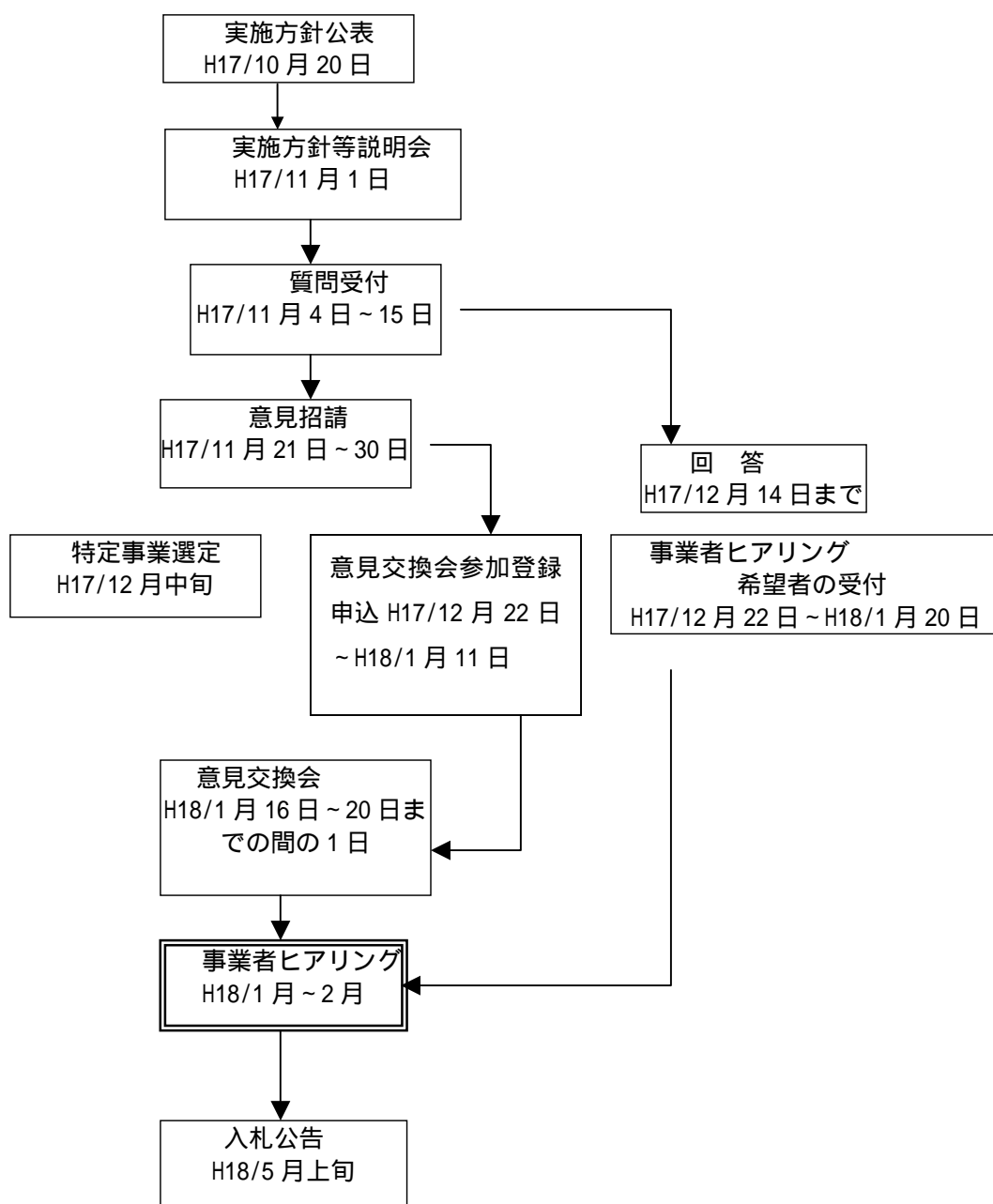
## 3 事業者ヒアリングの実施方法

事業者ヒアリングは、本事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を神奈川県が受け付けるものであり、事業者ヒアリングは、一事業者（あるいは一グループ）と神奈川県による 1 対 1 の形式で行う。

#### 4 スケジュール

事業者ヒアリングは、平成 18 年 1 月～2 月の間に参加希望者との日程調整の上、随時実施する。

平成 17 年 10 月の実施方針公表後から平成 18 年 5 月の入札公告（予定）までのスケジュールは次のとおり。



意見交換会については、「神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）施設整備・運営等事業に係る意見交換会に関する要綱」を参考

## 5 情報公開

事業者ヒアリングに参加した事業者名、実施日時、ヒアリング内容については、原則として全事業者のヒアリング終了後公表する。

ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、事業者ヒアリング参加者独自のノウハウ については、当該参加者からの申し入れがあった場合及び県が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等をいい、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本事業すべてに関わる内容のものをいう。

## 6 事業者ヒアリングの内容

事業者ヒアリングにおいては、次の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

実施方針、業務要求水準書（案）、特定事業契約書（素案）、落札者決定の基本的考え方及びこれら文書に付随する資料についての具体的提案あるいは意見

事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分（ex.既存施設修繕・更新に関する点等）についての具体的な提案あるいは意見

## 7 事業者ヒアリング対象事業者

事業者ヒアリングの対象者は、本事業について、具体的な提案あるいは意見のある個別事業者又は複数の事業者からなるグループとする。ただし、参加人数が多数となる場合は人数の制限を行う場合がある。

## 8 参加申し込み

事業者ヒアリングを希望する事業者は、事前に「事業者ヒアリング参加登録申込書」を提出し、参加を申し込む必要がある。

参加登録の申し込み方法は次のとおりとする。

添付資料 「事業者ヒアリング参加登録申込書」に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で申し込みを行う。

参加登録申込書をメールにて神奈川県環境農政部農業振興課あてに参加登録申込書を送付する。[メール送付先はhanatomidori@pref.kanagawa.jp](mailto:hanatomidori@pref.kanagawa.jp)とする。

参加登録申込書の内容を記録させたフロッピー等を郵送する。郵送先は〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県環境農政部農業振興課とする。

参加登録申込書を神奈川県環境農政部農業振興課あてに FAX する。FAX 先は 045-210-8851 とする。

神奈川県環境農政部農業振興課に参加登録申込書を直接持参する。持参先は神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県環境農政部農業振興課とする。

## 9 参加登録申込みの期限

事前に参加登録の申込みを希望する者は平成 17 年 12 月 22 日(木)～平成 18 年 1 月 20 日(金)に申し込むこと。

## 10 「事業者ヒアリング 意見書」の提出

参加希望者は、参加登録申込みの際に指定の意見書(添付資料「事業者ヒアリング提案・意見書」)に提案又は意見を記入し、参加登録申込書と共に提出することができる。

「事業者ヒアリング提案・意見書」には 1 枚につき 1 意見を記入し、複数の提案又は意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。

また、提案・意見書の内容に、事業者独自のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

なお、意見書の提出方法は「8 参加申し込み」と同様とする。

## 11 提案・意見書内容の保護

「事業者ヒアリング提案・意見書」に記入された内容については、原則公表とするが、事業者独自のノウハウに関する内容であると当該事業者が申し入れた内容については、非公表とする。

また、提出された提案・意見書の内容に、提案・意見書提出事業者独自のノウハウに関する内容と神奈川県が判断した個所が含まれている場合、神奈川県は当該個所について当該提出事業者にお問い合わせ、当該提出事業者独自のノウハウに関する内容であると判明した場合は、これを非公表とする。

## 12 事業者ヒアリング実施日程等の連絡

ヒアリング日時及びヒアリング会場については、神奈川県から代表担当者に書面及びメールにて連絡する。

連絡日時における実施が不可能な場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかったときは神奈川県が設定した日時・会場にて実施する。

### **13 提案・意見書の再提出**

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、事業者ヒアリング実施前に神奈川県から提案・意見書の再提出を求める場合がある。

### **14 費用負担**

「事業者ヒアリング参加登録申込書」及び「事業者ヒアリング提案・意見書」提出に係る諸費用及びヒアリング会場までの事業者の交通費については、事業者側の負担とする。

### **15 事業者ヒアリングにおける公平性の確保**

神奈川県は、事業者ヒアリングの実施に当たり、十分な公平性を確保するよう留意する。

事業者ヒアリングに参加していない事業者が不利益を被ることはなく、事業者ヒアリングへの参加の有無によって、入札時における事業者間の優劣が発生することはない。

また、事業者ヒアリングに参加した事業者が必ず入札に参加する必要はなく、事業者ヒアリングにおいて提出した提案と同様の提案を入札時に提出する必要はない。

### **16 その他**

提出書類については、日本語で記述すること。

添付資料

## 事業者ヒアリング 参加登録申込書

提出日		年	月	日
事業者名 (グループの場合は代表者)				
代表担当者名				
連絡先				
住所				
TEL				
FAX				
e-mail アドレス				
グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名 (枠内に入りきらない場合は欄外へ記入)				
事業社名：				
事業社名：				
事業者名：				
事業者名：				
合計参加人数		_____人		
意見数 (意見書の枚数ではなく、意見の数)				

添付資料

## 事業者ヒアリング 提案・意見書

事業者名	
代表担当者名	
連絡先	
住所	
TEL	
FAX	
e-mail	
<b>意見内容</b> (意見書の内容として当てはまる項目に印をつけ、具体的項目について〔 〕内に記入)	
実施方針の内容について 〔 〕	
業務要求水準書(案)の内容について 〔 〕	
特定事業契約書(素案)の内容について 〔 〕	
その他 〔 〕	
<b>意見書の内容の保護</b> 事業者独自のノウハウに係る内容であるため、非公開を希望 事業者独自のノウハウに係る内容でないため、公開は可能	

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある、事業者独自の手法、アイデア等をいい、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本事業すべてに係る内容のものをいう。



提案・意見記述欄

「事業者ヒアリング 意見書」には 1 枚につき 1 意見を記入し、複数の意見又は提案がある場合は、複数枚の意見書を提出すること。

1 つの意見について本用紙 1 枚を超える場合は、通しページを表示し複数枚数での提出が可能  
電子媒体での保存が難しいもの（ex. 図面等）がある場合は、別途郵送することが可能